

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第17回）

議事録

1. 日時

令和6年10月29日（火）10：00～12：00

2. 開催方法

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第1特別会議室/WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

委員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、大橋弘（東京大学 副学長／大学院 経済学研究科 教授）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、藤井威生（電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）、山本隆司（東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）

ユニバーサルワーキンググループ主査：

三友仁志（早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授）

ヒアリング対象者等：

- ・ 日本電信電話株式会社 島田明（代表取締役社長）
服部明利（執行役員経営企画部門長）
- ・ KDDI株式会社 高橋誠（代表取締役社長CEO）
岸田隆司（執行役員常務）
- ・ ソフトバンク株式会社 宮川潤一（代表取締役 社長執行役員 兼 CEO）
松井敏彦（執行役員 渉外本部 本部長）
- ・ 楽天モバイル株式会社 三木谷浩史（代表取締役会長）
矢澤俊介（代表取締役社長）

総務省：

竹内総務事務次官、湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、吉田総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、石谷事業政策課調査官、渡部事業政策課市場評価企画官、小杉事業政策課課長補佐、榎事業政策課課長補佐、森事業政策課係長

4. 配布資料

- 資料 17－1 本日のヒアリングについて
- 資料 17－2 日本電信電話株式会社提出資料
- 資料 17－3 K D D I 株式会社提出資料
- 資料 17－4 ソフトバンク株式会社提出資料
- 資料 17－5 楽天モバイル株式会社提出資料
- 資料 17－6－1 ユニバーサルサービスWG 報告書 概要
- 資料 17－6－2 ユニバーサルサービスWG 報告書
- 資料 17－7－1 公正競争WG 報告書 概要
- 資料 17－7－2 公正競争WG 報告書
- 資料 17－8－1 経済安全保障WG 報告書 概要
- 資料 17－8－2 経済安全保障WG 報告書
- 資料 17－9 林委員提出資料

5. 議事概要

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 関係事業者ヒアリング
 - (2) ワーキンググループ報告書
 - (3) N T T 法における担保措置等の在り方
 - (4) その他
- 3 閉会

開 会

○山内主査 皆様、本日、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、これより通信政策特別委員会第17回会合を開催いたします。

なお、本日もWEB会議を併用しての開催とさせていただきます。WEB形式では、大谷委員、大橋委員、関口委員、長田委員、矢入委員の5名が参加されていらっしゃる。

また、ユニバーサルサービスワーキンググループの主査として、三友委員にも御参加をいただく予定となっております。

それでは、早速でございますが、議題に入りたいと思います。

前回、第16回会合におきましては、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、日本ケーブルテレビ連盟、オプテージ、さくらインターネットの5者に対してヒアリングを行ったところです。本日は、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の4者に対してヒアリングを行いたいと思います。

また、第14回会合におきまして、各ワーキンググループの論点整理について御報告をいただきました。今般、各ワーキンググループの報告書が取りまとめられましたので、それぞれ主査から御報告をいただきたいと思います。

あわせて、NTT法における担保措置等の在り方について、本日、御議論いただくこととしたいと思います。

それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。プレスの方、恐縮でございますが、御退出をお願いいたします。

(プレス退室)

(1) 関係事業者ヒアリング

- ・ 日本電信電話株式会社
- ・ KDDI 株式会社
- ・ ソフトバンク株式会社

- ・ 楽天モバイル株式会社

○山内主査 それでは、議事に入ります。

本日は、資料17-1にありますとおり、関係事業者へのヒアリングでございます。時間が限られておりますので、まずはそれぞれからプレゼンを実施していただきまして、質疑・意見交換の時間はまとめて行いたいと思います。

それから、進行管理の観点から、残り2分と終了のタイミングで合図を出します。大変恐縮でございますが、時間厳守でお願いしたいと思います。

それでは、まず日本電信電話株式会社より御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○日本電信電話（島田社長） N T Tの島田でございます。本日は、発言する機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ワーキンググループの報告書案などを踏まえまして、当社の考え方について、資料17-2に沿って説明をさせていただきます。

2 ページ目、当社の基本的な考え方を記載させていただいております。

まず、ユニバーサルサービス責務の最終保障提供責務への移行、ユニバーサルサービスにおける無線の活用、N T T東西の業務範囲に関する規制緩和については、当社の提案を踏まえていただいた内容となっており、報告書案の見直しの方向性に賛同いたします。

その上で、報告書案において継続検討とされている事項については、技術の進展や市場構造・競争環境の変化を踏まえつつ、今後も継続的に検討を行っていくことが必要と考えます。

一方、線路敷設基盤など規制強化の方向性が示されている項目がありますが、これらは現行のルール等で担保可能なものであり、規制強化は不要と考えています。仮に見直しを行う場合であっても、当社及び当社グループの機動的・効率的な経営を阻害しないよう、必要最低限の規制としていただきたいと思います。

3 ページ目です。ここからは、ユニバーサルサービスの考え方を御説明します。

4 ページ目、まず、電話のユニバーサルサービスについてです。

報告書案で示された固定地点での電話利用を対象にした上で、最終保障提供責務へ移行し、モバイル網固定電話などの無線を活用するとの見直しの方向性については、固定

地点での電話利用においてもモバイルを最大点活用すべきとの当社提案を踏まえていた
だいた内容となっておりまして、賛同いたしたいと思います。

これまでＮＴＴ東西があまねく提供責務を担い、メタルで固定電話を提供してまいり
ましたが、今回の見直しにより、メタルの代わりにモバイル網や光回線を活用すること
が可能となり、更には携帯事業者など、ＮＴＴ東西以外の事業者も含めてユニバーサル
サービスを支えていく仕組みに変わること、効率的かつサステナブルにユニバーサル
サービスを維持していくことが可能になると考えています。

また、将来に向けては、報告書案のとおり、利用者の利用実態を踏まえ、屋外の居住
エリアの保障についても継続検討していくことが必要と考えます。

５ページ目、続いて、ブロードバンドのユニバーサルサービスについてです。

ブロードバンドの世帯カバー率100%の実現を目指し、そのためにワイヤレス固定ブ
ロードバンド（共用型）などの更なる無線活用を進めていく方向性については、賛同さ
せていただきます。

当社として、引き続き、電話とブロードバンドのユニバーサルサービスの確保に貢献
していく考えです。

６ページ目です。以前から申し上げておりますとおり、電話とブロードバンドにおい
て、ＮＴＴ東西が最終保障提供責務を担うに当たっては、整備費と維持費の双方におい
て必要十分な保障が確保されることが不可欠となります。詳細な議論はこれからだと思
いますが、サステナブルな制度となるよう、しっかり補填の仕組みも検討・設計いただ
きたいと考えております。

７ページ目です。ここからは、公正競争に関する考え方を説明させていただきます。

８ページ目、ＮＴＴ東西の業務範囲については、電気通信業務以外の業務の実施や、
事後届出、事後検証スキームへの移行等、当社の要望を踏まえた緩和の方向性となって
おりまして、非常にありがたく考えております。

これらの見直しが実現されることで、今後、地域産業の活性化や地方創生の推進によ
り一層貢献してまいりたいと考えております。

９ページ目です。報告書案では、それぞれの論点において継続検討の事項が示されて
いますが、これらについて、技術進展や市場の変化を踏まえつつ、今後も継続的に検討
を行っていく必要があると考えています。

例えば、ＮＴＴ東西はこれまでも不断のコスト削減を続けてまいりましたが、固定電

話の需要減少や光サービスの成長鈍化など、経営環境がますます厳しくなっており
ます。そうした中、N T T東西が引き続きネットワーク基盤の維持や高度化などを担保
していくためには、更なる抜本的なコスト改革が必要であり、その実現に向けた選択肢
としては、東西統合が可能となるように早期に見直しをしていただきたいと考えており
ます。

10ページ目です。次に、規制強化の方向性が示された項目についてですが、現行の電
気通信事業法やガイドライン等のルールに加え、市場検証会議における検証等を通じて
担保可能と考えておりまして、規制強化を行う必要はないと考えているところです。

もし仮に見直しを行う場合については、当社の経営の自由度が阻害されないことを前
提に、規制対応コストにも御配慮いただきつつ、必要最低限の規制にさせていただきたい
と考えております。

11ページ目です。ここからは、経済安全保障に関する考え方について説明いたします。

12ページ目、経済安全保障の確保に当たっては、重要な設備や情報を保有している携
帯事業者も対象とすることが必要であり、政府方針を踏まえれば、個別の審査による強
化が合理的と考えます。

今後の国際的な規制動向等を踏まえつつ、継続議論いただきたいと考えております。

13ページ目です。最後となりますが、今回の見直しで、ユニバーサルサービスとN T T
東西の業務範囲規制については、当社の提案要望を踏まえていただいた見直しの方向
性となっており、ありがたく思っております。

また、その他の論点についても、継続検討していく方向性には賛同であり、引き続き
議論を深めてまいりたいと考えております。

当社は引き続き研究開発に積極的に取り組むとともに、今後、国内外の様々なパート
ナーの皆様と機動的な連携も図りつつ、研究開発のさらなる推進と、I O W NやN T T
版L L M「t s u z u m i」等の社会実装を進め、国内の産業基盤の強化、国際競争力
の強化に貢献してまいります。

また、N T T東西も、引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールに則り、電気通信
市場における公正競争を遵守し、ネットワークや線路敷設基盤を他事業者に対して公平
に提供していくとともに、ユニバーサルサービスの提供や、ネットワーク基盤の高度
化・強靱化の推進、様々なサービスの提供を通じて、地域産業の活性化や地方創生に貢
献してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。ありがとうございました。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、ＫＤＤＩ株式会社から御説明をお願いいたします。

○ＫＤＤＩ（高橋社長）　　ＫＤＤＩの高橋でございます。本日は、このような場をいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、私から御説明させていただきたいと思います。

資料17-3、1ページ目でございます。「通信が先導する日本の未来」として、通信の安定的提供は国民生活や経済活動に不可欠であり、あらゆるシーンに通信×ＡＩが溶け込み、新たな価値が生まれる時代では、産業活性化、経済循環、ＤＸにおける社会課題解決を実現する中において、通信インフラの高度化、通信インフラの保護によって、日本全国における通信の安定的提供が非常に重要だと考えております。

2ページ目です。これまでの審議会・ワーキンググループでの共通認識でございますが、ＮＴＴ持株・ＮＴＴ東西の「特別な資産」、「公共的な役割」につきましては、「公正競争」、「安全保障」、「ユニバーサルサービス」の観点から担保すべきとの方向性であり、日本の「通信の安定的な提供」の確保は重要であると考えております。

3ページ目です。「特殊会社ＮＴＴの変わらぬ役割」について、参考につけさせていただいておりますが、公社時代から国民負担によって築いた「特別な資産」の活用と、日本の通信の安定的提供を行う「公共的役割」は時代が変わっても不変であると考えておりまして、1985年から現在の変化の中で、資料に記載のとおり設備形態等は変わっておりますが、民間企業では構築できない巨大なインフラに対して、ＮＴＴ法ではその保護が不明確でありまして、明確化が必要であると考えております。

4ページ目です。ここからは、今回お取りまとめいただいておりますワーキンググループの報告書案についての考え方をお示ししております。

「通信の安定的な提供と公正競争の確保に向けて」として、ＮＴＴ東西の線路敷設基盤等の譲渡・処分を認可対象化すること、特に電柱、管路、とう道、局舎、土地等、そして、支配的事業者であるＮＴＴ東西・ドコモとＮＴＴグループの合併審査の強化について報告書に書かれておりますが、これについては賛同いたしたいと思います。

報告書案を踏まえＮＴＴ法の維持・強化が必要と思っております。デジタル社会における通信を軸としたイノベーション創出のため公正競争の促進が重要であると考えております。

５ページ目です。「日本の安全保障の確保に向けて」でございますが、ＮＴＴに対する外資総量規制は維持、そして、ＮＴＴの外国人取締役登用の規制は継続検討とされておりますが、これにつきましても賛同させていただきたいと思っております。

加えて、国による保有も必要と思いますが、報告書案を踏まえ、ＮＴＴ法の維持が必要だと考えております。

ＮＴＴの「特別な資産」は日本のあらゆる通信の基盤でございます、日本経済と国民生活を守るためにＮＴＴの経営・資産の保護が重要だと考えてございます。

６ページ目です。参考でございますが、「重要インフラの安全保障リスクの顕在化」についてです。ＮＴＴ東西・ドコモからＪＴＯＷＥＲに売却した鉄塔が外資に流出したことについて、日本の重要なインフラが外資による脅威にさらされないよう制度の強化が必要だと考えております。

皆様御存じのとおり、ＮＴＴからＪＴＯＷＥＲへのインフラが売却されまして、ＮＴＴ東西の保有している鉄塔207基、そして、ＮＴＴドコモが保有している鉄塔7,554基が売却されました。通信インフラについて、外資がコントロールすることは脅威だと考えております。

この外資におけるＪＴＯＷＥＲの買収でございますが、このような形で進んだことで、日本の重要インフラが外資の脅威にさらされることは問題ではないかと考えているところでございます。

７ページ目です。次に、「通信のユニバーサルサービスの確保に向けて」として、ブロードバンドに対する最終保障提供責務を新たに規律すること、そして、電話とブロードバンドの最終保障提供責務はＮＴＴが担うこと、これらにつきましても賛同させていただきたいと思えます。

報告書案を踏まえＮＴＴ法の強化が必要だと思ひまして、光ブロードバンドの整備と維持は日本経済と国民生活の原動力であり、全国レベルでインフラを持つＮＴＴのみが整備が可能と考えているところでございます。

８ページ目です。「特殊会社ＮＴＴに対する担保措置の在り方」でございますが、「特別な資産」と「公共的役割」を持つＮＴＴ持株とＮＴＴ東西の振る舞いにつきましては、特別法であるＮＴＴ法によって特殊会社としての規律が必要と思っております。特殊会社法が必要な理由でございますが、「公共的役割」の履行を確実にする法的根拠が必要であること、電気通信事業者でないＮＴＴ持株に対する「公共的役割」の規律が必要で

あること、そして、設備競争に必要な構造的措置は、一般の電気通信事業法では担保できないことから、特定の会社であるＮＴＴについて目的、事業領域、経営形態等の規律が必要だと思しますので、その意味においては、ＮＴＴ法は必要なものであって、廃止には反対していきたいと考えております。

最後に９ページ目です。時代に即したＮＴＴ法のアップデートが必要でございます。緩和すべき点については、第１ステップで改正済みでございます。強化すべき点につきましては、第２ステップで見直しとのことで、ワーキンググループの議論をお聞きすると、現在の法体系をあえて変更すること、すなわち、ＮＴＴ法廃止の論拠が見当たらないのではないかと思いますので、今の法体系を維持しながら、必要なものを緩和または強化していく方向でお進めいただければありがたいと思っております。

１０ページ目は、参考資料になっておりまして、ＮＴＴ法を維持・強化すべきポイントについて、政策目的と、ＮＴＴ法において必要な措置として、それぞれまとめたものでございますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、ソフトバンク株式会社より御説明をお願いいたします。

○ソフトバンク（宮川社長）　　ソフトバンクの宮川でございます。本日も本当にありがとうございます。それでは、私から説明させていただきたいと思っております。

資料１７－４、１ページ目です。３つのワーキンググループが行われまして、審議会におきまして、「特別な資産」を持つＮＴＴの特殊性とそれに基づく規制の必要性が改めて確認されました。本当にありがとうございます。

２ページ目です。メタルから光ファイバへと時代が変革していく中で、次世代のユニバーサルサービス制度へと移行して、ＮＴＴに引き続き公的な役割を担っていただくことに賛同いたします。

３ページ目です。次世代のユニバーサルサービスの基盤たる「光ファイバ」とこれを支える「線路敷設基盤」を新たに保護することに賛同いたします。

４ページ目です。先ほどＫＤＤＩの高橋社長からもお話がありました「特別な資産」を守るため、ＮＴＴへの外資総量規制の維持に賛同いたします。先ほどのＮＴＴドコモ、ＮＴＴ東西の鉄塔の売却の話も、「特別な資産」には該当しないと思いますが、ただ、本事例と同様な形で、万が一、「特別な資産」も外資に流出し得るとしたら、それに対

する譲渡／担保などは原則禁止とすべきだと考えております。

5 ページ目です。公社時代から全国津々浦々に所在する N T T の各種資産は、今後も我が国の通信の基盤・拠点となり得るものであり、その売却の判断は慎重になされなければならないと考えております。

したがいまして、売却見込みの資産、N T T の言葉で言いますと、ノンコア資産ですが、この詳細を明らかにした上で、短期目線ではなくて、長期的な日本の通信の未来を見据えて、その是非を第三者の目で検証すべきだと考えております。

加えまして、最近、銅が高騰しておりますから、メタルケーブルの売却益等が出ることは結構なことかと思いますが、その用途については、適正性の検証をしていただいて、光ファイバの敷設等に充てていただくのであれば大賛成でございますが、ほかの用途に使われないような形、それから、赤字の補填に使われないような形をぜひお願いしたいものでございます。

6 ページ目です。構造規制と行為規制によるサービスの多様化やネットワークの高度化等の実現に賛同いたします。

7 ページ目です。2020年、N T T ドコモを100%子会社化すると、一方的な報道で我々は知りました。これは分離時の政府方針の法的強制力がなかったことが原因だと思います。その政府方針が一方的に反故にされた事例がこのようにございますので、実効性担保のための法定化に賛同いたします。

8 ページ目です。「特別な資産」を有し、「公的な役割」を担う N T T を法的に保護し、守ることは、国益につながると考えております。

9 ページ目です。こちらは、私どもが外部弁護士にお願いをして見解をいただいたものでございます。立法趣旨、立法事実の観点から、私どもの言い分があまりにもかけ離れているとしたら我々も是正しなくてはいけないと思ひまして、弁護士さんたちに見解をいただきましたが、N T T 法と電気通信事業法では法の趣旨・目的が異なるとコメントをいただいております。参考までにお付けいたしますので、御参考にいただければと思います。

最後、10ページ目です。N T T 以外の電気通信事業者等の声として、N T T 法の廃止には反対と最初から申し上げておりまして、今に至っていると思っております。ぜひ私どもの181者の声を聞いていただければと思います。

以上でございます。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、楽天モバイル株式会社より御説明をお願いいたします。

○楽天モバイル（三木谷会長）　　楽天モバイル、三木谷でございます。

基本的には、ＫＤＤＩの高橋社長、ソフトバンクの宮川社長と全く同意見であり、賛同させていただきます。

資料17－5、2ページ目です。基本的には、経済、産業及び技術の進歩は競争から生まれてくるのだらうと思っております、まず第1点としては、競争の公平性をどのように担保するかです。それから、携帯電話も含めた通信インフラは、リアルなインフラ以上に、国民の生活・社会にとって、とても大切なものであると思っておりますし、特に自然災害が多い我が国においては、これをいかに守っていくかは、ＮＴＴのみならず、我々も真剣に考えていかなくてはいけないと思っております。特に、「特別な資産」であるＮＴＴのインフラにとっては、単なる経済だけではなくて、自然災害等、国土を強靱にしていく意味においても大切だと思っております。経済状況はなかなか厳しいものがあります。

3ページ目です。基本的には物価が大幅に上がる中、交通・通信では、競争が起こったことによって、より競争原理が働いて安価になってきているかと思いますが、これもＮＴＴが持っている「特別な資産」を我々が適正な価格で公平に使っており、競争が起きているからこそであり、しっかりとした保護法でＮＴＴを保護していくことが、今後とても大切だと思っておりますし、そこから更なる技術革新、サービスの向上が行われるのではないかと思います。

4ページ目、よって、公正な競争を維持することが極めて重要であるとしてございます。

その意味で、ＫＤＤＩの高橋社長、ソフトバンクの宮川社長と同様に、ワーキンググループの議論に賛同させていただき、ＮＴＴ法の規律を維持・強化すべきと考えております。

6ページ目です。ＮＴＴ法は廃止ではなく、維持・強化すべきであり、基本的に、審議会・ワーキンググループでの議論に賛同させていただきたいと思っております。

7ページ目です。ここから、具体的に反対する理由を更に述べさせていただきますが、1番は、ＮＴＴの「特別な資産」についてです。

基本的には、ＮＴＴが公社時代に承継されました「特別な資産」は様々な計算根拠は

あるかもしれませんが、現在価値では、40兆円程度になるのではないかと考えておまして、これは国民のお金で、あるいは、国民が提供しているサービス対価によってつくられたものであって、基本的には共有財産であると考えております。

9ページ目です。宮川社長のプレゼンにもありましたが、このような形で、いろいろな取決めが有形無形でありましたが、事実としては、NTTドコモが基本的にはNTTと合併してしまったことであり、しっかりとした法体系でこれを守っていくことが重要ではないかと考えています。

10ページ目です。基本的には別会社ですが、これらがどんどん統合されていくと、大NTTとなり、非常にパワフルかつ基本的な圧倒的な力を持っている企業が存在することで、公正競争が一気に崩壊することを我々は強く懸念をしております。

12ページ目は、先ほど申し上げたドコモの事例の例でございます。

最後、14ページ目です。繰り返しになりますが、特別法であるNTT法と電気通信事業法は、基本的にはその趣旨も目的も全く違うものなので、これを統一することは、本来の法的な枠組みが成り立たないのではないかと考えております。

15ページ目です。ここからは、先ほど申し上げたことに対する具体的なことなので、割愛させていただきますが、基本的には、高橋社長、宮川社長、あるいはKDDI、ソフトバンクその他の181者の事業者と同様に、NTT法は、撤廃あるいは電気通信事業法に統合するのではなく、より国民の資産を守っていくために、しっかりとしたものにしていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、これより意見交換に移りたいと思います。

ただいまの皆様の御説明について、御質問あるいは御意見がございましたら御発言願いますが、WEBで参加の皆様には、画面右下のチャット機能でこちらにお知らせをいただければ、私から指名することにしたいと思います。いかがでございましょうか。

では、林委員、どうぞ。

○林専門委員 御説明ありがとうございました。NTTに1点と、KDDIに2点、御質問がございます。

まず、NTTに対しては、資料17-2の10ページ目について、規制強化の方向性が示された各項目については、現行ルール及び市場検証会議における検証等で担保可能であ

り、規制強化を行う必要はないとの御主張でございますが、指摘される規制強化の内容を見ると、線路敷設基盤の譲渡等に関する認可制と、グループ内での合併に関する審査制度が入っております。

これらは、現行ルールが必ずしも十分な手当てがされていないものだと理解しておりますが、その意味では、今回規制強化の方向性が示されたと思いますが、10ページ目では、市場検証会議での検証等で担保可能とされております。市場検証会議は、私も参加しておりますが、既にある制度に基づいて、それが実効的に機能しているかどうかをモニタリングすることが主たる目的ですので、まだ存在していない制度をどのような形で市場検証会議において検証するのかがよく分かりませんでしたので、具体的なお考えがあればお教えいただきたいと存じます。

KDDIに対しては2点ございます。1点目は、KDDIもNTTと同じく、ユニバーサルサービスに関する最終保障提供責務の移行について賛同を表明されておりますが、これまでKDDIは、NTT法で規定する電話のあまねく提供責務の維持を主張されていたかと思います。今回、NTT以外の複数の事業者も念頭に置いた最終保障提供責務に変わることについて賛同することは、これまでの立場から変わったのかどうかについて確認をさせていただきたいと思います。

2点目は、資料17-3の6ページ目、参考の部分ですが、重要インフラの安全保障リスクの顕在化について、外資によるJTOWERの買収で、NTT東西・ドコモからJTOWERに売却した鉄塔が外資に流出するリスクが挙げられておりますが、これは通信政策特別委員会とワーキンググループではあまり議論していないところかと思います。NTT東西とドコモでは、このリスクに違いがあるのかについても確認をさせていただければと思います。

以上でございます。

○山内主査　それでは、NTTからお答えいただけますか。

○日本電信電話（島田社長）　それでは、規制強化の方向性が示された項目に関してですが、コメントさせていただきます。

線路敷設基盤の譲渡に関する規制の強化について、一つは、技術の進展が進むにつれて、基盤は変化してまいります。例えば、少し古い例で言えば、マイクロウェーブの中継局舎のようなものが、かつては基幹の基盤ですが、技術の進展により使われなくなっているものの、実はその整理を未だにしている実態があります。その意味では、既に通

信方式が変更して変わった設備も規制をされてしまうと、なかなか新たに設備に投資をしにくいことになってまいりますので、その辺りは御配慮いただきたいと思います。また、例えば、メタルの撤去はこれから行われていきますが、メタルを撤去しますと、当然、電柱等の撤去も必要になる中で、電柱だけを残すことは危険であり、老朽化の観点からも配慮していただきたいと思います。さらに、常に支障移転による移設を行っていますが、行政上の手続等に関しても非常に手間があり、行政サイドでもおそらくコストがかかる可能性がありますので、制度設計をされる際に、その点に関して御配慮いただきたいと思います。

それから、グループの中での合併等の審査についてでございます。基本的に、報告書案に記載されているような禁止行為規制を潜脱するような再編については、現在考えているわけではございませんし、そもそもグループの再編については、グループ全体の経営判断で行うものであり、必要以上に規制を入れていただくことは、我々としては望ましくないと考えております。仮に見直しが行われる場合であっても、必要最低限の規制にしていきたいと思いますことを申し添えておきます。

○山内主査 それでは、ＫＤＤＩからもお願いいたします。

○ＫＤＤＩ（高橋社長） まず１点目でございますが、今回、あまねく提供責務が最終保障提供責務に変わるわけでございますが、我々としては、最終保障提供責務であっても、ＮＴＴ東西が撤退禁止を伴う特別な責務を負うと定義されているので、このような考え方で賛同すればいいかと思いました。それに加えて、固定ブロードバンドの最終保障提供責務は強化をすると御記載いただいているので、複合的な点から、今回のワーキンググループの趣旨には賛同したいと思った次第でございます。

もう１点のＪＴOWERの件でございますが、ＮＴＴドコモの場合には、都市部の商業ビルや山間部等に建設した鉄塔であれば、特に安全保障上のリスクは比較的小さいと考えてございますが、一方、ＮＴＴ東西の局舎において、この局舎の上で成り立っているものについては、安全保障上のリスクがあるのではないだろうかと考え、この部分については看過できないのではないかと思いますので、この２つの違いはあるのではないかと考えております。

いずれにしても、個別の局舎について我々知り得る立場ではございませんが、このような可能性があることを御回答はさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○山内主査　　よろしいですか。

○林専門委員　　はい、ありがとうございます。

○山内主査　　ほかにいかがでしょうか。

藤井委員、どうぞ。

○藤井専門委員　　N T Tに御意見いただきたいです。

資料17－2の13ページ目で、研究開発の積極的な取組と国内産業基盤の強化と国際競争力の強化について再度発言いただきまして、ありがとうございます。

先日の新聞記事で、ドコモの基地局の調達を、国産優先から海外調達を増やすとの報道があったかと思います。電気通信技術に対するN T Tや我が国の国際競争力の強化の点からは逆行しているようにも見えるようなところですが、N T Tはこれについてどう思っているのかについてお聞かせいただければと思います。

○日本電信電話（島田社長）　　我々が何か発言して記事になったものではなく、メディアが勝手に書かれたものではありませんが、まずは、我々オペレーターとしては、内外無差別で、品質の良いもの、コストの安いものをチョイスしていくのが基本的なスタンスでございます。

事実関係を申し上げますと、昨今トラフィックが増大していて、都市部では、例えばマルチユーザー多重方式のようないわゆるMassive MIMOと呼ばれる方式を提供できるのは、現実問題として、今、国内のメーカーはありません。そのため、どうしても海外メーカーを使わざるを得ない状況です。ただ、国内のベンダーも今開発をしっかりとやっていただいていますので、開発された暁には、しっかり国内メーカーのものも使ってまいりたいと思っています。そのため、外資のメーカーに転換したというのは全く事実誤認でございまして、国内のメーカーにもいいものを作ってもらえれば、それをしっかり利用していくスタンスでございます。

ただ、5 Gに関しては、国内ベンダーに対して、海外メーカーがどうしてもグローバルでそれなりの地位にございます。今、シェア的にも非常に高くなっていて、顧客にもまれて技術は進捗していくものですから、国内メーカーもぜひ頑張ってもらわないといけないため、我々からも一所懸命頑張ってもらいたいとお伝えしておりますし、おそらく、来るべきV R A Nは、日本のベンダーは、今、開発を一所懸命やっておりますので、ぜひ日本のメーカーのプロダクトが使えるようなことを期待してまいりたいと思っています。

○藤井専門委員 ありがとうございます。

今回報道にあったメーカーは、既に通信の研究所を閉めてから結構長く経っており、かなり技術力を失っているところはあるのではないかと思いますので、N T Tも、できれば国内のメーカーと協働して、最新技術の開発に協力するなど、技術移転の強化や、日本国内の研究開発能力の向上にも寄与していただけるといいのではないかと考えているところでございます。

○日本電信電話（島田社長） おっしゃられている初期の5 GのR A Nに関しては、先ほど申し上げたような新しい技術が適用できないものもありまして、そこは新しいものに変えていかなくتهはいけないものです。ここではどこのメーカーのものかは申し上げにくいところがありますが、頑張っていらっしゃるメーカーもありますので、ぜひ我々としても支援してまいりたいと思いますし、日本の競争力の強化につながるような形で我々も共に歩んでいきたいと思っています。

○藤井専門委員 承知しました。ありがとうございます。

○山内主査 ほかにかがでございましょう。

関口委員、どうぞ御発言ください。

○関口専門委員 今回、K D D Iの資料17-3の6ページ目、ソフトバンクの資料17-4の4ページ目において、J T O W E Rが外資によって買収された案件を問題提起されました。こうした通信インフラの売却については、今後については総務省が何らかの関与をすることが、認可制の導入で可能になると思いますが、既に海外に売却された通信設備について、通信インフラが外資にコントロールされないための施策を、N T Tとしてどのように講じられていらっしゃるのかについてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山内主査 お願いいたします。

○日本電信電話（島田社長） J T O W E Rへの売却をさせていただいた、例えばドコモの鉄塔でございますが、契約上、耐用年数に関わる期間内では我々が使えることとなっており、新しく買収した会社もJ T O W E Rとの契約をそのまま引き継ぐことになっていまして、その意味では、利用や料金に関しての問題は全くございません。

それから、先ほどK D D Iの高橋社長から御指摘ありましたN T T西日本の鉄塔ですが、事実上、ほとんど使われておらず、一部、携帯のアンテナが載っているものもありますが、セキュリティに関しては、基本的に、J T O W E Rだけでは局舎の中を勝手に

歩いたり、鉄塔に登ることはできない仕組みを取っていますので、セキュリティ上の問題も私どもはないと考えています。

以上でございます。

○山内主査　よろしゅうございますか、関口委員。

○関口専門委員　どうもありがとうございました。

この点、ＫＤＤＩ、ソフトバンクにも一言ずつコメントいただければ幸いです。

○山内主査　それでは、お願いいたします。

○ＫＤＤＩ（高橋社長）　今、島田社長からお話にあった担保措置については、しっかり取っていただきたいと思いますが、タワーカンパニーの場合は、外資がタワーカンパニーの場合の基本的なビジネスモデルとしては、賃料を恒常的に上げていくスタイルになろうと思います。アメリカのケースでもそのような形で契約が成り立っており、実は我々も、例えば、大規模なモールを共通してＪＴOWERがお持ちになっていて、我々もお借りしています。その契約条件が、これから新しい外資の会社によって継続的に上昇していった場合に、非常にコストが上がってくるのではないかと非常に懸念しております。実際に利用できることと、その条件が変わってくることは、別問題だと思いますので、この辺りもしっかりと担保措置していかないと、単純に使えるだけではとどまらないかと思っておりますので、しっかりと対応していきたいと思っております。

○山内主査　それでは、ソフトバンクからお願いいたします。

○ソフトバンク（宮川社長）　ＴOWER（基地局）の売却についての事例よりは、「特別な資産」が同じような危険にさらされないようお願いしたいことが趣旨でございます。今これだけＡＩが発達してきますと、どの資産が有用なのかです。今アメリカ側で起こっているのは、エネルギーが確保できている場所や通信のケーブルに近い場所も重要なアセットに変わっていています。それをノンコアの資産だから売却するとの意思決定は、もう少し長期的な目線で、通信はどうなるのか、我が国に必要な資産は何だろうかについて考えてから、売却の意思決定をするプロセス必要だと思えます。

ＪＴOWERの件も、その先読みができていなかっただけの話のため、たらればも含めて、いろいろと検証する必要があるのではないかと提起をさせていただきました。

以上でございます。

○山内主査　よろしゅうございますかね。ありがとうございました。

○関口専門委員　ありがとうございました。

○山内主査　大谷委員、どうぞ。

○大谷専門委員　大谷でございます。ありがとうございます。

今ちょうど議論になっているＪＴＯＷＥＲの話について、非常に良い問題提起をいただいたと感じておりますので、一言コメントさせていただきたいと思います。

この種のインフラシェアリングの事業は、これから我が国の人口減少時代に効率的なインフラ投資を行うために大変有益なものだと考えております。その売却の問題をいかにコントロールするかは課題の一つではありますが、もう少し本質的に、外資に頼らずに国内でこの種の事業を支えることが望ましいとも考えておりまして、どのような制度的措置があればよいのかは、通信政策の枠を超えて議論していくことも必要ではないかと思っております。国土全体についての政策の意味で、どのような収益構造になっていくのが望ましいのかとの観点でも議論をすることが必要ではないかと思っております。

前回、さくらインターネットからも、インフラ事業についての問題提起をいただいたところでもありまして、なかなか通信政策だけで議論すると結論が出にくいところではないかと思いますが、ぜひともお願いしたいと思います。

私から以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。まだあろうかと思いますが、そろそろ予定した時間になりました。追加で御質問のある委員におかれましては、文書にて事務局までお送りいただきたいと思います。後日、事業者から御回答していただくことにしたいと思います。

また、本日御発表いただいた内容につきましては、今後の取りまとめに向けて参考にさせていただきます。

事業者の皆様には、お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございました。恐縮でございますが、ここで御退出になりますので、よろしくお願いいたします。

（ヒアリング対象者退出）

（２）ワーキンググループ報告書

○山内主査　それでは、議事を進めさせていただきます。

各ワーキンググループの報告書について、それぞれの主査から御説明いただきたいと思います。そして、質疑等については、３つのワーキンググループから御説明をいただ

いた後に、まとめて行いたいと思います。

それでは、最初に、ユニバーサルサービスワーキンググループの報告書について、三友主査から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○三友委員　ユニバーサルサービスワーキンググループの主査を務めております三友仁志でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ユニバーサルサービスワーキンググループの報告書の概略について、私から御報告をいたします。

本ワーキンググループでは、本年1月より合計11回の会合を開催し、無線技術の進展や、メタル回線設備が2035年頃に維持限界を迎えることなどを踏まえ、2030年頃に目指すべき情報通信のインフラの将来像を検討し、これに基づき、今後のユニバーサルサービスの確保の在り方を検討してまいりました。今般、報告書を取りまとめたので、御報告をいたします。

資料17-6-1が、ユニバーサルサービスワーキングの報告書の概要でございます。

取組の方向性として、まず基本的な考え方として、1点目として、固定網とモバイル網の双方で、全国・どこでも電話とブロードバンドが利用できる環境を実現することとしながらも、ユニバーサルサービスの保障対象は、現時点では引き続き固定利用とすることが適当としております。

2点目として、「ユニバーサルサービスに位置付ける役務」といたしまして、電話・ブロードバンド双方において、利用者の利便に留意しつつ、モバイル網を活用したサービスをユニバーサルサービスに位置付けることが適当としております。

3点目として、「ユニバーサルサービスの責務の内容」としましては、電話については、NTTへのあまねく提供責務から最終保障提供責務に見直し、ブロードバンドにつきましては、最終保障提供責務を新設することが適当としております。

4点目として、最終保障提供責務の担い手は、適格電気通信事業者がいる地域では当該適格電気通信事業者が、適格電気通信事業者がいない地域ではNTTが担うことが適当としております。

最後に、5点目として、ユニバーサルサービス交付金については、最終保障提供責務の導入に伴い必要な補填をすることが適当としております。

報告書の詳細については事務局から説明いただけるとのことですので、事務局から説明をお願いいたします。

○山内主査　　では、事務局、お願いいたします。

○森事業政策課係長　事務局でございます。それでは、事務局から、報告書の概要について、資料17-6-1を基に御説明させていただければと思います。

2ページ目です。まず第1章「情報通信インフラの整備・維持の基本的な考え方①」でございます。

今の三友主査の御説明と少し重複することもあります、「基本的な考え方」としましては、資料に記載している3点のとおり、検討の時間軸としては、2030年頃までを射程としまして、今後の環境変化に応じて適時・柔軟に見直すことが適当としております。

具体的な今後の情報通信インフラの将来像につきましては、固定網とモバイル網の双方で、全国・どこでも、電話とブロードバンドが利用できる環境を実現することが適当としております。

その実現のための政策手段につきましては、予算・税制上の支援措置、規制措置に加えまして、ユニバーサルサービス交付金制度等を含めて、多様な政策手段を適切に組み合わせることが適当としております。

「各情報通信インフラの整備・維持の在り方」として、固定網、モバイル網、NTN、それぞれについて在り方をまとめております。

まず、固定網につきましては、メタル回線設備について、2035年頃をめどに縮退することがNTTから示されてもおりますので、NTTにおいて移行計画を策定しまして、それを総務省で進捗を検証することが適当としております。一方、光ファイバにつきましては、デジタル田園都市国家インフラ整備計画でも、99.9%を目標に整備することともしているところ、残りの0.1%の部分については、無線も活用して効率的な整備・維持等を図るとともに、整備費の支援については予算事業等を活用しつつ、維持費の支援についてはユニバーサルサービス交付金によって行うことが適当としております。

モバイル網につきましては、各者が競争的に全国展開している実態やその経営状況等を踏まえれば、ユニバーサルサービス交付金制度によって維持費を支援することは避けつつ、電波法の措置や整備費のための予算措置を通じて、事業者による競争的または協調的な整備・維持を両輪として促進することが適当としております。

NTNについては、導入期の状態にあると考えられるところ、地上系ネットワークの代替ではなく補完としての役割が期待されるため、今後の状況に応じて制度の検討に取り組んでいくことにしております。

3 ページ目です。「ユニバーサルサービスとして保障する利用形態」でございますが、モバイルをユニバーサルサービスの対象にするかの議論の中で御議論いただきましたが、個人が移動範囲で使う移動利用か、世帯または個人が固定地点で利用する固定利用かで、引き続き固定利用とすることが適当としております。

理由については、1) から4) に記載させていただいたとおりです。

これらの理由を踏まえまして、引き続き固定利用を保障対象とすることが適当としておりますが、将来的に携帯電話サービス等をユニバーサルサービスとして位置付けることについては、御意見があったところ、引き続き検討を行うことが適当としております。

4 ページ目です。第2章「ユニバーサルサービスに位置付ける役務」でございます。ここまでの整理も踏まえまして、電話・ブロードバンドのそれぞれについて何を位置付けるかでございますが、⑨のとおり、今まで説明させていただいた整理と同様に、当面は固定電話の単体利用をユニバーサルサービスとして保障することが適当としております。

その確保に当たりましては、今後のメタル設備の縮退や効率化の必要な観点から、モバイル網の更なる活用が必要としておりまして、ワイヤレス固定電話については、提供地域を不採算地域に限定する規律を緩和すること、モバイル網固定電話のモバイル網を活用したMNOが提供する固定電話サービスを今後の効率的な提供確保のために、一定の技術基準を検討した上で、ユニバーサルサービスに位置付けることが適当としております。

続いて、⑪のメタル回線設備の縮退につきましては、繰り返しにはなりますが、NTTにおいて具体的な移行計画を策定して、総務省において検証することが適当としております。

⑫の公衆電話の扱いにつきましては、メタル回線設備の縮退後のことも踏まえて、早急に検討を行うことが適当としております。

⑬のブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務については、電話と同様に、無線を積極的に活用していく観点から、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型をユニバーサルサービスに位置付けることが適当としておりますが、人が多い時間・場所が存在することも踏まえまして、効率的な提供の確保の必要が高い未整備地域等に限定することが適当としております。

⑭のNTNにつきましては、現時点ではユニバーサルサービスに位置付けるのは尚早

としている次第です。

5 ページ目です。第3章「ユニバーサルサービス責務の内容」でございます。

⑮の電話については、現行制度上、あまねく提供責務がN T Tに課されているところではありますが、先ほどのモバイル網固定電話のユニバーサルサービスへの追加によって、複数事業者で連携してエリアカバーが可能となることも踏まえまして、あまねく提供責務については、最終保障提供責務に見直して、複数の事業者が連携してエリアカバーする形に見直すことが適当としております。

⑯では、このような見直しを電話について行った際には、メタル固定電話の利用者が残っている区域からN T Tが撤退するような場合については、既存の利用者の保護を図る観点でも、そのような区域については、N T T東西の業務区域の縮小を制限する規律を課することが適当としております。

⑰のブロードバンドにつきましては、現行制度上、その提供の責務が設けられていないところでございますので、こちらについても、最終保障提供責務を新設することが適当としております。

6 ページ目です。第4章「ユニバーサルサービス責務の担い手」になります。

第3章で、電話・ブロードバンドそれぞれ最終保障提供責務とすることが適当としていますが、担い手につきましては、複数事業者で連携してエリアカバーをしていく観点で、⑱のとおり、適格電気通信事業者（申請によって指定を受けて交付金を受け取る事業者）がいる地域では、ユニバーサルサービス交付金を受け取っている以上、その地域において最終保障提供責務を担うことが適当としております。

⑲では、適格電気通信事業者につきましては、申請を受けて指定をされる制度でございますので、適格電気通信事業者がいない地域については、ブロードバンド・電話それぞれについて、N T Tが担うことが適当としております。

ブロードバンドの責務の担い手について議論があったところですが、N T Tにおいて線路敷設基盤を保有していることと、その結果として、不採算地域へのサービス展開が容易であって、電話についてこれまであまねく提供責務を担ってきた特殊会社としての実績があることも踏まえまして、N T Tが担うことが適当としております。

電話につきましては、メタル固定電話の既存の利用者の保護とその円滑な移行を併せて実施するため、業務区域の縮小の制限を課することが適当としていただいておりますので、これも踏まえて、あまねく提供責務を最終保障提供責務に見直すものであると

の点を踏まえまして、N T Tが担うことが適当としております。

「最終保障提供責務の担い手以外の者が果たすべき役割」については、⑳のとおり、最終保障提供責務の円滑な履行を図るために、それ以外の事業者については、責務を担う事業者から協力を求められた場合には、その協議に応じる義務を課することが適当としております。

㉑では、既存事業者が撤退する際に空白期間についても議論の中で御指摘がありましたが、必要な見直しに取り組むことが適当とされております。

7 ページ目です。続いて、第5章「ユニバーサルサービス交付金制度」です。

まず、「電話のユニバーサルサービス交付金制度」につきまして、㉒のとおり、内部相互補助をベースとして、現行制度を基本に維持しつつ、最終保障提供責務への見直しに伴って必要な補正があれば行うことが適当としております。

理由ですが、メタル固定電話の既存の利用者の移行につきましては、当初は移転等の申込みを契機とした移行勧奨によって移行を図っていき、現時点ですぐに業務区域の縮小が大きな規模で生じるとは想定しにくいことと、それを踏まえると、業務区域の縮小の制限規律も併せて、そのような区域でサービス提供を維持するための費用が全国規模で生じることが想定されることを踏まえまして、現行制度を基本として、最終保障提供責務への見直しに伴う必要な補正を行う方向性にしています。

「ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度」につきましては、㉓のとおり、最終保障提供責務が、他事業者がいない区域で責務を負うものですので、そのような区域については、サービス提供に際して大幅な赤字が生じる地域と考えられるところ、現行制度上、通常の赤字地域である一般支援地域と、大幅な赤字または未整備の区域である特別支援区域の2つがあるところですが、最終保障提供責務の履行が必要になる区域については、特別支援区域と同等の補填をすることが適当としております。

8 ページ目です。第6章「ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保等」です。

「ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保」については、㉔のとおり、現行制度上、N T T東西のメタル固定電話等にプライスカップ規制が課されているところですが、契約数の減少に伴って利用者利益への影響が低下していること、また、実際の料金が規制水準として示されている料金水準の上限を大きく下回るような状況が続いている状況を踏まえすと、プライスカップ規制が実質的に料金の低廉化に対して機能しているとは言えない状況にあるとも言えるため、対象外とすることが適当としております。

⑳では、電話もブロードバンドも、ユニバーサルサービスとして国民の生活に不可欠な役務とされているところでありますので、一定の料金規律が必要との議論もあったところ、都市部で競争を通じて形成される料金を上回るような料金を都市部以外の地域で設定することを原則認めない規律を課することが適当としております。

続いて、㉑では、NTT東西については、サービス提供に当たって、自己設備を設置する義務が課されているところですが、全国に保有している線路敷設基盤の有効活用やユニバーサルサービスの安定提供の観点から、引き続き、自己設置要件については維持することが適当としております。ただ、ユニバーサルサービスに位置付ける役務について御説明させていただいたとおり、電話についてはモバイル網固定電話、ブロードバンドについてはワイヤレス固定ブロードバンドの共用型のように他者の無線設備による提供がされるサービスもユニバーサルサービスに位置付けることが適当とされているところですので、このような場合には、例外として認めることが適当としております。

最後、㉒では、線路敷設基盤につきましては、他事業者による構築が事実上不可能なものであって、最終保障提供責務を担うNTT東西が引き続き保有し続け、サービスを安定的に提供することが非常に重要ですので、その譲渡や担保等については、対象範囲を検討した上で、認可の対象とすることが適当としております。

以上が説明となります。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、次は公正競争ワーキンググループであります。これにつきまして、私から概略を御説明して、事務局から詳細に御説明いただくことにしたいと思います。

本ワーキンググループは、本年1月から9回開催しまして、構造規制と行為規制によるサービス競争と設備競争の促進を基本的な考え方とした上で、今後の電気通信事業分野における公正競争の確保の在り方について検討を重ねてまいりました。今般、報告書が取りまとめられましたので、御報告をする次第であります。

資料17-7-1が公正競争ワーキンググループの報告書概要でございます。

取組の方向性について、主なものを御説明いたしますと、3点ございます。

1点目は、「NTT東西の通信インフラの在り方」についてであります。通信サービスの安定的な供給の確保等の観点から、線路敷設基盤の譲渡等を認可の対象とすること、さらに、電気通信設備の自己設置要件を引き続き維持することが適当であるとしております。

2点目は、「N T T東西等の業務の在り方」についてであります。市場環境やネットワーク構造の変化等を踏まえまして、N T T東西の本来業務に係る県域業務の規制を撤廃することにいたしまして、活用業務の実施要件の確認を事後検証することが適当としております。

3点目は、「N T Tグループに関する公正競争の確保の在り方」であります。N T Tに対する累次の公正競争条件は、個別の条件ごとにその要否等を検討して必要な見直しを行い、引き続き必要なものは法定化し、遵守状況の検証を行うことが適当としております。

それでは、内容の詳細について、事務局からお願いいたします。

○榎事業政策課課長補佐　事務局でございます。公正競争ワーキンググループの報告書の概要について御説明を申し上げます。

1ページ目が、概要、柱立てでございます。論点整理でお示しした柱立てと同様ですので、こちらに従って、御説明を申し上げます。

2ページ目は、1つ目の柱、「公正競争の確保に関する基本的な考え方」でございます。

まず、「構造規制」と「行為規制」による「サービス競争」と「設備競争」の促進についてでございます。「構造規制」と「行為規制」によって必要な措置を講じ、「サービス競争」と「設備競争」の双方を促進することによって、「サービスの多様化」や「ネットワークの高度化」の実現を図ることが適当としてございます。

続いて、検証については、「検証」を通じた規制のP D C Aサイクルについて法的に位置付けることが適当としてございます。

3ページ目です。2つ目の柱、「N T T東西の通信インフラの在り方について」でございます。

まず、「N T Tが果たすべき役割」については、2つに分けて整理してございます。1つ目が、我が国の通信インフラ全体を支える観点から、線路敷設基盤を適切に維持するとともに、その上に設置されます電気通信設備を適切に設置・維持することとしてございます。2つ目が、設備競争を補完する観点から、電気通信設備の高度化を図り、もって電気通信サービスの多様化・高度化に寄与することとしてございます。以上、この2つをN T Tが果たすべき役割として整理してございます。

次に、具体的な規律についてでございます。

まず1つ目、NTT東西の線路敷設基盤については、その廃棄等を含む譲渡等について、適切な対象範囲を検討した上で、認可の対象とすることが適当としてございます。

次に、2つ目、NTT東西の電気通信設備の自己設置要件につきましては、先ほどユニバーサルサービスワーキンググループの報告書の説明でもございましたが、引き続き維持することが適当とされてございます。ただし、ユニバーサルサービスの提供に当たって一部他者設備を利用する部分や、今回の見直しによって本来業務とする県間業務については、自己設置要件の例外として扱うことが適当であるとしてございます。

4ページ目、「NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方」についてでございます。線路敷設基盤等を保有するアクセス部門の分離に関して検討した結果でございます。結論といたしましては、直ちにアクセス部門の分離を行うのではなく、まずは公正競争を確保するための他の措置を着実に講じ、その効果を見極めることが適当としてございます。その上で、何らか問題が生じている場合には、アクセス部門の分離を含む措置を改めて検討することが適当としてございます。

続いて、「NTT東西の分離の在り方」についてでございます。コスト削減策等の他に採り得る手段を検討・実施すべきであり、NTT東西の分離について、現時点においては引き続き維持することが適当としてございます。

ただし、NTT東西の経営環境が厳しさを増しているため、分離の在り方については、経営状況等を注視しつつ、引き続き検討することが適当としてございます。

5ページ目です。3つ目の柱、「NTT東西等の業務の在り方について」でございます。

まず1つ目、「NTT東西の本来業務の在り方」につきましては、本来業務を県内通信とする規制である県域業務規制を撤廃いたしまして、本来業務は、「東日本・西日本それぞれの地域内における通信」を媒介するサービスを基本とし、移動通信業務やISP業務等、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務については、実施を認めないことを明確化することが適当としてございます。

2つ目、「NTT東西の本来業務以外の業務（活用業務）の在り方」についてでございます。現在の活用業務の実施要件（本来業務や公正競争に支障がないこと）は引き続き維持した上で、活用業務について類型化が進展している状況等に鑑み、実施要件の確認については、現在の個別の業務ごとの事前届出ではなく、事後検証にすることが適当としてございます。

3つ目、「N T T持株による事業の実施の在り方」についてでございます。N T T持株の本来業務である基盤的技術の研究に関して、N T T持株自らが研究成果の実用化業務に取り組むことが必要かつ効果的である場合も考えられます。他方、N T T持株が事業を実施した場合には、本来業務や公正競争へ支障が生じることが懸念されるほか、N T Tから具体的なニーズが示されていないことに鑑みますと、研究成果の実用化業務については、今後N T T持株の在り方や公正競争との関係を含め、引き続き検討することが適当としてございます。

6ページ目です。4つ目の柱、「N T Tグループに関する公正競争の確保の在り方」についてでございます。

まず、「N T Tに対する累次の公正競争条件の在り方」についてでございます。これについては、時代に即して現行化が必要なものと想定されることから、個別の条件ごとにその要否・適否を検討し、必要な見直しを行うことが適当としてございます。

必要な見直しを行った結果、今後も必要とされるものについては、法的安定性や実効性の確保等の観点から法定化した上で、その遵守状況について引き続き検証を行うことが適当としてございます。

続いて、「グループ内の組織再編」についてでございます。市場支配的事業者について、禁止行為規制が潜脱されることを防止する必要があること等から、現在グループ外との合併のみを審査対象としております登録の更新制を見直し、グループ内の会社との合併等を審査できるようにすることが適当としてございます。

ただし、全ての合併等を審査するわけではなく、合併等の審査の対象については、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限定することが適当であるとしてございます。

7ページ目です。5つ目の柱、「ネットワークの開放の促進等の在り方」についてでございます。

まず1つ目が、「メタル固定電話の接続のルールの在り方」についてでありまして、L R I C方式に関して、現時点で変更する必要はございませんが、今後のメタル固定電話の縮退等を踏まえ、N T Tによる策定が見込まれる移行計画等を踏まえて、在り方について適時適切に検討することが適当としてございます。

2つ目が、「利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方」についてでございます。卸役務に関しては、引き続き相対契約を基本とすることが適当でありまして、引

き続き事業者間協議の状況を注視しつつ検証等を行い、課題が生じていると認められる場合には、ルールの在り方を適時適切に検討することが適当としてございます。

3つ目が、「5Gにおけるネットワーク開放の在り方」についてでございます。これに関しては、「L2接続相当」の国際標準化が本年6月に確定したことを踏まえまして、今後も事業者間におきまして精力的に協議を行うことが適当であります。MVNOとMNOにおいて相互理解を深めて、両者が同時期にサービス提供を開始できるようにすることが適当としてございます。

8ページ目です。「禁止行為規制の在り方」についてでございます。

まず、禁止行為の内容につきまして、現在、市場支配的事業者が目的外利用・提供を禁止される情報として、接続関連情報がございます。卸役務に関する情報は含まれておりませんが、卸役務に関しても目的外利用等が行われた場合には、接続関連情報と同様に不当な競争が引き起こされる蓋然性が高いことから、目的外利用・提供を禁止される情報に、卸役務に関する情報を追加することが適当としてございます。

次に、移動通信分野における禁止行為規制の対象事業者について、現在NTTドコモのみが指定されていることに合理性がございしますが、今後のMNOの収益シェアの推移等を注視しつつ、引き続き検討を行うことが適当としてございます。

9ページ目です。6つ目の柱、「線路敷設基盤の開放の促進等の在り方」についてでございます。

まず、「線路敷設基盤の開放の促進の在り方」でございます。NTT東西の電柱等の利用について、NTT東西が自ら利用する場合と他者の利用の場合でリードタイムに差があるとの御意見があったこと等を踏まえまして、まずは事例の実態を検証し、必要な場合には、ガイドラインの見直しを含めて、必要な措置を講ずることが適当としてございます。

続いて、「インフラシェアリング事業の促進の在り方」でございます。私権の制限に留意しつつ、一定の要件を課した上で、インフラシェアリング事業者に対して、現在認められております認定電気通信事業者と同様の公益事業特権を付与することが適当としてございます。

10ページ目です。7つ目の柱、「市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方」についてでございます。

まず1つ目が、「電報事業の規律の在り方」についてで、これに関しましては、利用

が大幅に減少していること等を踏まえまして、現在電気通信事業法に基づく特別な規律が課されておりますところ、他の電報類似サービスと同様に、信書便法に基づく規律を課することを基本とすることが適当としてございます。

2つ目、「メタル固定電話の料金規制の在り方」については、先ほどユニバーサルサービスワーキンググループの報告でもございましたが、メタル固定電話について、プライスカップ規制の対象外とすることが適当としてございます。

3つ目、「ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方」につきましても、まだ現時点においては実際の利用形態が少ないことも踏まえまして、今後のネットワーク環境や利用形態等の変化を注視することが適当であります。必要な場合には、時機を逸することなく、慎重かつ丁寧な検討を行うことが適当としてございます。

以上、公正競争ワーキンググループの報告書の概要について、以上でございます。ありがとうございます。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、次は、経済安全保障ワーキンググループであります。これにつきましては、山本主査から御説明をお願いしたいと思います。

○山本専門委員 経済安全保障ワーキンググループの主査を務めております山本と申します。報告書の概要につきまして御報告をいたします。

資料17-8-1の3ページ目に審議経過が書かれておりますが、5回にわたりまして、関係省庁及び関係事業者をオブザーバに迎えて議論をいたしました。

議論におきましては、経済安全保障を巡る厳しい状況を考える一方で、事業活動の自由、あるいは、投資の自由、投資の促進などの観点との間でどのようにバランスをとるかを基本的な視点といたしました。

概要につきましては、資料17-8-1の2ページ目でございます。ここでは、大きくNTTが線路敷設基盤を保有しているという特性、それぞれの規制の制度上の効果、実際上の効果、それから、国際約束上、規制を強化することが非常に難しいという状況を勘案いたしまして、結論を出しております。

結論だけ申しますと、NTTに対する外資総量規制は維持することが適当であり、NTT以外の主要通信事業者に対する外資総量規制は慎重に検討することが適当であるとしております。

個別投資審査につきましては、その強化について、現在、外為法の個別投資審査の制度の見直しが行われておりまして、このような方向で引き続き検討することが重要ではないかとの結論になっております。

外国人役員規制の在り方に関しましては、先般、法改正が行われたところでありますので、その規制緩和の法改正の効果・影響を検証した上で、更に今後検討していくことが適当ではないかとの結論になっております。

それでは、事務局から詳細な説明をお願いいたします。

○渡部市場評価企画官　事務局でございます。経済安全保障ワーキンググループの報告書の詳細について御説明させていただきます。

資料17-8-1の1ページ目では、まず外資等規制について、現状の制度の概要をお示ししております。外資等規制につきましては、大きく外資規制、外国人役員規制の2つに分かれるところでございます。

外資規制につきましては、電気通信事業法の制定当初は外資等規制として、外資規制・外国人役員規制両方が一般の事業者に対してかかってございましたが、累次の規制緩和が行われまして、最終的にはWTOの自由化約束を経て、1998年に全て廃止されておりまして、現在は、外国投資家による電気通信事業者の株式取得は外為法によって規律をされてございます。

外為法における外資規制でございますが、国の安全を損なうおそれ等のある1%以上の個々の株式取得について事前届出により個別審査を行う規制が課されております。これを個別投資審査と呼んでおりまして、一定の基準を遵守した場合には、事前の届出は免除される仕組みもございます。

これに加えて、NTT持株につきましては、NTT法において、我が国を代表する基幹的電気通信事業者としての役割等に鑑みまして、外国人の議決権保有割合が3分の1以上となることを禁止しております。これをいわゆる外資総量規制と呼んでございます。

続いて、外国人役員規制でございます。NTT法におきまして、NTT持株とNTT東西について、外国人役員を一切認めないとの規制が設けられてございました。この規制につきましては、本審議会の第一次答申を踏まえまして、本年4月にNTT法が改正されまして、現在は、外国人が「代表取締役でないこと」かつ「役員の3分の1未満」との水準に緩和されているところでございます。

こうした外資規制、外国人役員規制につきまして、経済安全保障ワーキンググループ

で今後の在り方について御議論いただきました。

結論につきましては、山本主査からただいま御説明がございましたが、次の2ページ目において、詳細につきまして、お示ししてございます。

まず、「外資総量規制の在り方」です。

①NTTに対する総量規制については、維持することが適当としております。その上で、規制の実効性確保のために、遵守状況等を定期的に確認する制度を導入することが適当として、併せて記載しております。

維持することが適当とした根拠は3点ございます。

1点目といたしまして、NTTの全国規模の線路敷設基盤について、我が国の通信インフラ全体を支える公共的な役割を担っていることから、外国の影響力を排除することが重要であるとの必要性でございます。

2点目といたしまして、総量規制の閾値は3分の1でございますが、NTTの外資比率、昨今は20%台前半で推移しておりまして、外国人等の株式取得に現在支障は生じていないこと、また、仮に閾値に達したとしても配当は制限されず、配当目的の株式取得に支障はないこと、さらに、投資家からこの規制について特段の撤廃要望等もないことなどから、規制についての妥当性が認められるとしてございます。

3点目といたしまして、これを外為法の個別投資審査で代替できるかとの観点でございます。外為法は日本居住の外国人による投資は対象外となっておりまして、国籍要件を採用するNTT法の外資総量規制の代替は困難と考えられます。したがって、目的と手段に差異のある外為法の個別投資審査とNTT法の外資総量規制が相まって、外国の影響力の排除を図っていくことが適当であるとしております。この3点から、NTTに対する外資総量規制は維持することが適当としてございます。

②NTT以外の主要事業者に対する外資総量規制をどう考えるかにつきましては、対日投資促進政策の阻害の懸念、国際約束との関係等に鑑みまして、慎重に検討することが適当としてございます。

続いて、「個別投資審査の在り方」についてです。

③といたしまして、個別投資審査の強化は、経済安全保障のリスクに対して有効な措置である一方で、審査終了まで株式取得が認められず、投資家への影響等との関係で丁寧な検討が必要としてございます。この点、外為法の個別投資審査の制度見直しが現在進んでおりまして、投資家属性に照らして経済安全保障上のリスクが典型的に低いとは

認められない外国投資家につきましては、事前届出免除制度の利用を不可とする方向での検討が行われております。

こうした取組については、両者のバランスに配慮したものであり、国際約束との整合性が確保できるのであれば望ましいとしてございます。

最後に、「外国人役員規制の在り方」についてです。

④といたしまして、NTTの外国人役員規制については、2024年の法改正による規制緩和の効果・影響を検証した上で、引き続き検討することが適当としてございます。他の主要事業者への外国人役員規制の導入につきましては、外資規制の検討状況等を踏まえつつ、慎重に検討することが適当としております。

以上が、経済安全保障ワーキンググループの報告書の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内主査 どうもありがとうございました。

3つのワーキンググループからの御報告をいただきましたので、意見交換に移りたいと思います。ただいまの御説明について、御意見あるいは御質問のある方は、会場の方は挙手いただいて、リモートの方はチャットでお知らせいただければと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。

どうぞ、渡井委員。

○渡井専門委員 渡井でございます。失礼いたします。

経済安全保障のワーキンググループに参加いたしましたのコメントを一言申し上げたいと思います。

経済安全保障の見地からは、重要インフラである電気通信事業が適正に運用されることが必要です。そこで、経済活動の自由を前提にしながらも、法律に基づいて必要な規制や監督を実施することになりますが、これが外国人等に対しても完全に適用できるのであれば、外資規制にこだわる必要はないかもしれません。しかし、日本法を外国人等に適用することについて限界が予想される中では、適正な事業運営の確保のために、外資の影響力に一定の枠を設けることはやむを得ないのではないかと考えております。

もちろん、今後も外資規制を全ての電気通信事業者に横断的に設けることについての検討は必要であると思います。外為法の強化も視野に入りますが、御説明にあったように、外為法は国籍要件ではなく居住者要件によっていることや、対日投資の促進とのバランスなどもございます。様々な課題について、これからも考えていく必要があるのでは

はないかと思っております。

以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。御意見として承りたいと思います。

それでは、相田委員、どうぞ。

○相田主査代理　相田でございます。私、3つのワーキンググループとも出席させていただきまして、各ワーキンググループで議論した内容につきましては、適切に反映されていると思います。

他方で、ユニバーサルワーキンググループに関して、ワーキンググループ内での議論が必ずしも十分でなかった、あるいは、事業者へのヒアリング等が必ずしも十分でなかったまま暫定的に報告書に盛り込まれた部分があるのではないかと、少し懸念しております。

具体的に申しますと、資料17-6-1の6ページ目、「ユニバーサルサービス責務の担い手」の⑳についてです。

既存事業者の撤退あるいは業務区域の縮小に関しましては、利用者保護の観点から十分な期間等々を置くべきであることは盛り込まれておりますが、先ほどのN T Tの御説明でも、設備設置等について支援がほしいと言われておりましたが、既存事業者が撤退された場合、あるいは、特に業務区域を縮小された場合、残された設備をN T Tが引き取ることはなかなか難しく、N T Tが再度設備を再構築しなければいけないことが多いと伺っております。

国民負担軽減の観点から言いますと、既存事業者の方が撤退や業務区域の縮小をあまり考えずに、今ある設備でできるところまでしっかりと頑張ってくださいような制度が望ましいと思いますが、今回ここに挙がっているような制度が本当にそのような制度になっているのかについて、もう少し議論を深める必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。

そのほかにいかがでございますか。ありがとうございました。

3つのワーキンググループにつきましては、重要な御意見をいただきましたので、取りまとめの際に、それを考慮した形で全体を取りまとめるようお願いしたいと思います。

(3) N T T法における担保措置等の在り方

○山内主査　それでは、次の議題であります。3つ目は「NTT法における担保措置等の在り方について」でございます。こちらは林委員から御発表いただけるということでございます。林委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○林専門委員　名古屋大学の林でございます。

それでは、私から、資料17-9に基づきまして、標題のテーマで、担保措置と法形式を中心に発表したいと存じます。

1ページ、本日の発表内容でございます。1から4まではテーマについて、淡々と私見を交えずお話ししますが、5では、テーマに関する私の見解も盛り込んでおります。

2ページ目です。「はじめに」として、これまでの議論のおさらいでございます。

NTTは、電気通信役務の安定的な提供の確保等の公共的役割を達成する、特別な任務を有していることに鑑みまして、特殊会社として設立されたものであります。特殊会社や特殊法人とは何であるかについて、本資料の13ページ目以降の資料編も御参照いただければと思います。

このようなことを踏まえまして、NTT法では、特殊会社としての業務・責務、いわゆる「親亀」部分が定められるとともに、これらに応じて定められる担保措置、いわゆる「子亀」の部分が規定されているという構造になっております。

3ページ目です。「審議会におけるこれまでの議論」として、掲げられている①から④の論点は、先ほど各ワーキンググループの報告書の取りまとめでも御紹介ございました。いずれもNTT法によって現に規律されているものでございます。

これまでNTT法廃止の議論で強調されていたことは、いろいろな論点を整理した暁には、結果として廃止に行き着くとの論法でございましたが、先ほど御紹介のあったワーキンググループでの議論を前提とする限り、まだ継続議論すべきものも多々残されておりますので、結果として廃止まで行き着いていないとのことかもしれません。

4ページ目、次に、「担保措置」でございます。

NTT法における担保措置は、主にここで示した4つに整理できると思います。ここでは、ワーキンググループで議論された(2)の外資規制関係を除いた部分につきまして検討いたします。

5ページ目です。まず、「①株式関係」についてでございます。

NTT株の政府保有義務がございますが、NTTの公共的な役割の重要性に鑑みまして、特定の者による経営の支配や、株主権濫用がないように、政府が安定株主になることによって、NTTの経営の安定、適正な事業運営を確保するとの趣旨によるものでござ

ざいます。

一般的に、政府が株式を相当程度保有するメリット・デメリットは、5 ページ目の図で示したようにそれぞれありますが、本件に即して申しますと、N T T 持株に対する政府保有義務は、これまで議論されてきたN T T の公共的な役割を踏まえて判断する必要が当然ありまして、特に政府保有義務は、昨今様々な問題になっております経済安全保障の確保とも密接に関連しておりますので、その観点を抜きにしては考えられないと思います。

加えて、一定の政府保有を通じてN T T の経営の安定、適正な事業運営を確保することは、我が国の通信事業者全体の通信サービスの安定的な提供を確保する上でも、もちろん重要であります。

6 ページ目です。次に、「②組織・事業関係と③監督・罰則関係」であります。

まず、②について、定款変更や事業計画認可についてですが、これらは言うまでもなく会社の根幹に関わる事項、あるいは、会社の経営の進むべき方向性を指し示すものがありますので、公社時代以来、国民の付託を受けてきたN T T の公共的な役割や経済安全保障の観点を重視すれば、そのチェック手段として、現行の総務大臣の認可事項とすることは、一定の合理性があると思われまして、実際の運用においても、これまで政府がN T T の事業活動に対する過度な制約とならないように、この権能を非常に抑制的に用いていると理解しております。

また、定款変更、事業計画等については、認可等の手段によらず、監督・罰則のみで担保しようとする場合は、これらを事前に審査して、必要に応じて差し止めることができなくなることにも留意が必要ですので、その意味からも、現行制度は一定の合理性があると思っております。

これに対して、例えば、N T T 持株あるいはN T T 東西の関わる合併等については、一律に総務大臣の認可事項に係らしめておりますが、公正競争ワーキンググループの報告書において、活用業務をより機動的に実施可能とするとされた趣旨を踏まえて、あくまで本来業務や公正競争に支障のない範囲ですが、経営の自由度の拡大、あるいは、機動的な事業展開にも配慮する必要があるがございますので、繰り返しですが、あくまで本来業務や公正競争に支障のない範囲で、より要件を緩和することも認められてよいのではないかと思います。

財務諸表については、N T T 法上、毎年度総務大臣への提出が義務付けられています

が、これについては、既に会社法、あるいは、金融商品取引法において開示制度が充実しています。ＮＴＴは東証プライム上場企業ですので、有価証券報告書や四半期報告書、あるいは、決算短信等の様々なルートでＮＴＴ持株あるいはＮＴＴ東西の事業の実態を把握できますし、投資家等の保護は、それによって担保されていますので、さらにＮＴＴ法で特別に総務大臣への提出を義務づける必要があるのかについては、私自身はやや疑問に思っております。

７ページ目、「法形式」についてであります。

先ほどワーキンググループの報告等に踏まえ、必要とされる規律を規定する法形式については、①引き続きＮＴＴ法で規定する案と、②電気通信事業法に一本化し、同法で規定して、結果としてＮＴＴ法を廃止する案の２つの考え方があろうかと思います。

①ＮＴＴ法で規律する案については、ＮＴＴ法によってＮＴＴに対する規律が今後も必要ならば、引き続き同じ法律で規定するものですので、現在のＮＴＴに対する規律の体系を維持する点も自然でありますし、継続性・安定性もございます。

②については、これまでのＮＴＴ法の規律について、電気通信事業法に移管して、一本化するものですので、非常にドラスチックな改正になります。ＮＴＴ法を廃止して電気通信事業法に一本化・統合することは、電気通信事業者に係るユニバーサルサービスや公正競争等に関する規律の一覧性の向上を図ることは可能であります。一覧性の向上の程度のことのために、これまで築き上げてきた我が国の通信法体系を抜本的に改変することが正当化できるのかとの点について、議論があるかと思います。

いずれにしても、「ＮＴＴ法の廃止か否か」といった、ややもすると二項対立的、あるいは、論点を単純化しすぎた課題設定ではなくて、あくまで法形式論については、個別の規律の詳細を見極めた上で、それを確実に担保できる形式を採用することが重要でありまして、それが電気通信事業法の一元化でもし可能であれば、そのようにすればよく、いやそうではなく、むしろ電気通信事業法と特殊会社法が併存する今の形式がより効果的・現実的であれば、あえてＮＴＴ法の廃止を「錦の御旗」として金科玉条にする必要はないと考えております。

８ページ目です。「法形式に関する私論」でございます。

私は競争政策の専門ですので、電気通信分野における競争政策の観点からも、ＮＴＴ法と電気通信事業法の二法令を併存させる現行の法体系は重要だと思っております。すなわち、電気通信分野では、これまで巨大なＮＴＴグループと競争事業者のイコールド

ッティングを図るべく、構造的措置と非構造的措置を併せて講じることで、適正な競争環境を担保してきましたが、主として、構造的措置はN T T法によって、非構造的措置は電気通信事業法によって、それぞれ実現されてきたと思います。

私の意見として言いますが、私の独自説でも何でもなくて、おおむね我が国の通信法制の大枠として共有、了解されてきた見方だろうと思います。

また、電気通信事業法は、同法第2条第5号を見れば分かるように、特定の事業者を名宛人とする規制にはなっておりません。そもそも電気通信事業法が特定の事業者を名指しせずに、一般的な事業規制の立てつけを採っていることは、電気通信市場に多様な事業者が新規参入することを企図したからでありまして、言わば電気通信事業法は、個別の事業者の特殊性をあえて捨象することで、一般的な業法としての立てつけを維持しております。

なお、現行の電気通信事業法は、一部の事業者を対象に非対称規制を導入しておりますが、特定の事業者に対し名指しで規制を課しているのではなくて、あくまで指定電気通信設備の概念を通じて規制を課しており、特定の事業者の色づけのない設備規制の特徴を維持していますので、非対称規制として法令で単純にN T Tを名指しすればよいことにはならないと思います。

9 ページです。要するに、電気通信事業法は、電気通信事業に関する規律が念頭にありますので、「非」電気通信事業者であるN T T持株に対して、同法でその業務範囲や合併に関する規律を整備することができるのかとの問題はありますし、先ほど申しましたように、電気通信事業法では原則として参入・退出自由とされておりますので、一般電気通信事業者について、不採算地域への展開や退出防止を義務付ける仕組みを規定することはできるのかについては、慎重な議論が必要かと思います。

これまでN T T法で、N T Tに対して厳格なあまねく提供責務が課されている理由は、先ほどの事業者ヒアリングにもありましたが、N T Tが電電公社時代に構築されてきた局舎、電柱、管路、とう道等の「特別な資産」を継承している以上、その義務を継承すべきである点にあるとのことでありまして、このような義務は、「特別な資産」を有しないほかの事業者に代替できず、また、そのような義務を強いる根拠を見い出すこともなかなか難しいかもしれません。

これに対して、電気通信事業法においても、例えば、既にユニバーサルサービスの義務はあるではないかと思われるかもしれませんが、電気通信事業法が規定するユニバー

サルサービスの義務は、いわゆるプレイ・オア・ペイ原則に基づいて制度設計されておりまして、自らサービスを提供することなく、ユニバーサルサービス基金へ資金を提供する形で貢献することも認める比較的緩やかな制度になっていることに対して、ＮＴＴ法のユニバーサルサービスの義務は、事業計画や解散等の重要な組織機構に対する総務大臣の認可の規律と相まって、ＮＴＴによる事業撤退を許さない規律構造になっていますので、両者はそもそも趣旨・範囲が異なります。

要するに、組織的規律たるＮＴＴ法と、一般的な業規制たる電気通信事業法を一本化することについては、２つの法律の目的や趣旨を整理した上で、慎重な検討が必要ではないかと思います。

10ページ目です。ＮＴＴ法を電気通信事業法に移管・統合する場合の諸課題を一覧にまとめておりますので、よろしければ後で御覧いただければと思います。

最後に、11ページ目、「さいごに」として、３点まとめております。要するに、担保措置・法形式の検討に当たっては、先ほど申し上げた点を踏まえまして、慎重な検討が必要ではないかとのことであります。

１点目は、ＮＴＴの組織に対する規制をＮＴＴ法で規定していることは、ＮＴＴがもとも国の機関であった沿革に由来し、かつ、民営化後も引き続きＮＴＴに公共的な役割を担わせるために特殊会社としている沿革を抜きにして、同法のことは語れないのではないかと思います。電気通信事業法にはそのような前提はございませんので、仮に電気通信事業法への移管・統合を議論するのであれば、ＮＴＴを特殊会社とした沿革を踏まえて、目的・趣旨から議論する必要があるのではないかと思います。「法形式論」は単なる「法技術論」ではない！」と、あえてびっくりマークまで付けて強調した次第でございます。

２点目は、いずれの担保措置・法形式を採るにしても、法律の形式そのものが重要ではなくて、ＮＴＴ法や電気通信事業法は、あくまで、日本の今後のあるべき情報化社会やデジタル社会を形づくるための「器」・手段であって、そこに盛り込む中身の議論が重要であります。すなわち、今後のわが国におけるデジタル社会の発展の在り方を考えていく中において、ＮＴＴが果たすべき役割をどのように規定するか、そしてそれを担保するためにどのような規律を課すのが適切かという、デジタル社会の未来像に関する議論が決定的に重要でありまして、この点は今後も継続的に議論していくべき大きな課題だと思っております。

その上で、ＮＴＴのみならず電気通信市場全体への影響を勘案した上で、公共的な見地から確実に実施されるべき事項については、必要な規律は課しつつも、そのような規律・規制は、あくまで必要最小限のものとなるように不断に見直していくべきであり、規律・規制のスクラップアンドビルドは、これからもあまり時間を置かずに継続して行うべきである点も、また言うまでもないところかと思えます。

以上で私からの発表は終わります。御清聴どうもありがとうございました。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。

ただいま御説明いただきました内容について、御意見、御質問ある方は、会場の方は挙手で、リモートの方はチャットでお知らせいただければと思いますが、どなたか御意見何かございますでしょうか。

一言申し上げますと、日本国有鉄道を民営化したときは日本国有鉄道法を廃止し、一般の民間の鉄道に関する法律である鉄道事業法と一緒にして、今、鉄道事業法として新しい法律になっています。そのような形はあるのかもしれませんが、林委員がおっしゃったように、ＮＴＴ法を廃止して電気通信事業法に一本化することと、少しフェーズが違うのではないかとの印象を持ちました。

何か御意見ありますか。

大谷委員、どうぞ御発言ください。

○大谷専門委員　大谷でございます。ありがとうございました。

林委員の御説明で、改めて確認できたこともたくさんあったと思っております。

これまで、ＮＴＴ法そのものを正面から議論する機会は非常に限られていましたので、本委員会で改めてＮＴＴの存在意義や、果たしてきている役割、期待されている役割について再確認できたことは、非常に意義深かったと考えております。

先ほども各ワーキンググループの報告書を一通り御説明いただきまして、将来を見据えて、今後の通信政策に必要とされる規律が整理できたと思っております。

そして、法形式につきましては、林委員に整理していただいたとおり、これらの規律は、今ＮＴＴ法にあるものは、引き続きＮＴＴ法に規定することが極めて自然な成り行きだろうと改めて感じた次第です。

今般、法形式を議論するとのことで、会社法と名前のつく法律を検索してみますと、政省令を含めて、35法令がヒットしまして、そのうち特殊な位置付けにある数少ない法

人に関する法律を見ていきますと、ハード・ソフトにかかわらず、社会資本に関して不可欠なサービスを提供する企業について、例えば、会社名を独占させることを認めたり、株式や出資の政府の保有義務を定めることを通じて、健全で安定的なサービスの持続可能性を担保する意味合いを持っている制度が多いと感じた次第です。

法形式につきましては、そのような他の法令の分野との整合性も含めまして、法制的で専門的な議論が必要になってくると思いますので、今、林委員がおっしゃられたように、二項対立ではなく、慎重な議論が重要かと思いました。

今後の通信政策におきましても、イノベーションと公正競争に配慮しつつ、インフラとしての安定性の確保、担保措置の重要性も確認されましたので、その趣旨に沿って、今回の審議会の議論が実質的に生きるような形で法改正の検討を進めていく中で、適切なところに落ち着ければと考えております。

少し感想ではありますが、林委員の力作を拝見して、ノーリアクションであるわけにもいかないと思いましたので、発言させていただきました。

以上でございます。

○山内主査 どうもありがとうございました。

関口委員、どうぞ御発言ください。

○関口専門委員 林委員のご発表資料は本当に力作で、どうもありがとうございました。大変勉強になりました。

基本的には、個別企業をターゲットとしたNTT法は残さざるを得ないこと、つまり直接は記載されていらないにしても、特定の会社を対象とした規定を電気通信事業法の中に組み込む不自然さはよく理解できました。

全体として、私は大賛成でございますが、6ページ目に関して、2点ほど教えていただきたいと思います。

1点目につきましては、定款（変更）、会社の合併、分割及び解散について、本来業務や公正競争に支障のない範囲内で経営の自由度向上にも配慮することは、公正競争ワーキンググループの報告書の概要の6ページ目と符合する御指摘でありまして、今回、3つのワーキンググループ全体を通じて、線路敷設基盤の譲渡に関する認可制度の導入や譲渡担保だけでなく、処分も認可制の対象にするなどの規制を強めるものと、業務範囲の規制の見直し等のように、規制を緩めるものの強弱、メリハリをつけることが大きな特徴だと思います。

その意味で、自由度の向上について最大限配慮することについて私は賛成ですが、ただ、本来業務や公正競争に支障のない範囲を誰がどのような基準で定めるかについては、まだ議論してきていない点もあるので、今後議論を深める必要があるというのが私の印象でございます。

また、財務諸表については、確かに林委員の御指摘のように、会社法あるいは金融商品取引法における開示制度を準用するような形で、大臣への提出を省略することもあり得ると思いますが、有価証券報告書を提出することも可とする運用をした上で制度として残すことも可能かと思います。何よりも、電気通信業界の中では、接続制度の存在が非常に大きくて、コスト情報を含めたかなり詳細な情報を事業者に求めています。その点で言うと、会社法や金融商品取引法における情報量では出てこないような、はるかに詳細なデータをNTTに求めています。また、他事業者に対しても任意提出をお願いしたりして、接続料の配賦の適正性等を担保しているので、財務諸表については、総務大臣への提出がそこまで邪魔にはならないと思っております。この2点について、もう少し詳しく御教授いただければ幸いです。

○山内主査 それでは、林委員、お願いします。

○林専門委員 関口委員、コメントと御質問いただきましてありがとうございます。それから、大谷委員におかれましても、コメントいただきましてありがとうございました。

関口委員から2点御質問いただきました。

まず、①の本来業務や公正競争に支障のない範囲で経営の自由度の向上に配慮する必要があるのではないかとありますが、関口委員がおっしゃったように、今後議論を深めることが、私も重要だと思っております。この点については、本来業務や公正競争に支障のない範囲内というのを誰が判断するのか、あるいは、公正競争に支障のない範囲とはどのようなものかについては、まだ突っ込んだ議論はあまりなされていないと理解しておりますので、今後まさに継続して議論すべきところかと思えます。今日はまずは問題提起をさせていただいた次第であります。

財務諸表の点については、おっしゃるとおりでありまして、私も、オプションとしては様々あるかと思っています。NTT法からまるごと削除することもあり得るかもしれませんが、あるいは、制度を残した上で、一定程度他の法令での報告に代替することも考えられると思います。いずれにしても、関口委員のおっしゃったように、現状、非常に細かいコスト構造も含めたデータを出させているとのことでございますので、そのこ

と自体は接続料の算定に当たっても非常に重要だろうと思いますので、そのことは私も全く同感でございます。ただ、通信各社のコスト構造の詳細を出させることは、N T T を名指しして行われるものではなく、さまざまな接続に関する検討会や研究会の中で、それらの検討が行われていますので、支障がなければ、今後もN T T法の規律の中で規定することは必要なのかについて、私はそもそも疑問に思いましたので、今回問題提起させていただいた次第です。いずれにしても今後議論していくべきかと思います。

どうもありがとうございました。

○関口専門委員 どうもありがとうございました。

○山内主査 よろしゅうございますかね。 ほかにいかがでしょうね。

よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、以上で議論は終了とさせていただこうと思います。

幾つか御意見いただいたところですが、特に法形式に関しましては、日本の法体系の全体との整合性、あるいは、法制的な実務の面も考慮する必要があるかと思っております。したがって、一層専門的な見地から検討が必要と考えられます。そこで、審議会としては、こうした点も踏まえつつ取りまとめていきたいと思っております。

(4) その他

○山内主査 それでは、最後に今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○小杉事業政策課課長補佐 次回会合につきましては、決まり次第、御案内させていただきます。

閉 会

○山内主査 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、通信政策特別委員会第17回会合を閉会といたします。
御協力をいただきまして、どうもありがとうございました。

以上